

第1章 総論

第1節 計画の目的

市川市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき市川市防災会議が作成する計画で、本市の地域に係る災害に対し、本市・防災関係機関及び市民並びに事業者が、それぞれにもつ力を有効に発揮し協力することによって、本市の地域及び市民の生命・身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、市川市地域防災計画は、次の4編からなり、本計画はその風水害等編である。

- | |
|----------------------------|
| 第1編 地震防災計画（震災編） |
| 第2編 風水害等防災計画（風水害等編） |
| 第3編 大規模事故防災計画（大規模事故編） |
| 第4編 資料編 |

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりとする。

- (1) 本市の地域に係る風水害等（台風、集中豪雨、洪水、高潮、崖崩れ等）の対策について定めるものである。
- (2) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が風水害等対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者の責務を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図るためのものである。
- (4) 風水害等に対処するための恒久的な計画である。

第3節 計画の体系

構成	概要
① 総論	本計画の位置づけと、本計画を策定する際に前提となるデータを整理する。 ・計画の運用方法 ・関係機関の業務大綱 ・本市の概況 ・被害想定等
② 風水害等予防計画	風水害に対する被害の軽減に向けた事前対策を整理する。
③ 風水害等応急対策計画	風水害時の対応行動を時系列に整理する。
④ 災害復興計画	災害復興に関する基本的な対応策を整理する。

第4節 計画の運用

第1 定期的な計画内容の見直し

本計画については、市川市防災会議及び関係機関等が、定期的にその内容の見直しを行うものとする。また、本市は、計画内容の見直しを行う際の基礎資料となる調査、研究及びそれらの情報管理等を継続して行っていくものとする。

1 市川市防災会議による見直し

市川市防災会議は、毎年計画内容の検討を行う。

検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、災害対策基本法第42条の規定に基づき修正を行うものとする。

2 各関係機関による見直し

各関係機関は、各自の所掌する事項について、毎年計画内容の検討を行う。

検討により計画内容に修正の必要があると認めた場合には、関係する他機関に連絡了解を得たのち、計画修正案を市川市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに市川市防災会議事務局（危機管理室危機管理課）へ提出しなければならない。

3 市民等との協議による見直し

市川市防災会議及び各関係機関は、必要に応じ、計画内容について市民等と協議を行うものとする。なお、市民等の協議にあたっては、男女共同参画の視点から女性の意見も積極的に集め、見直しに反映させるよう配慮する。

第2 他の計画との関係

市川市地域防災計画は、本市域における大規模な災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、本市・防災関係機関・市民等が果たすべき責務や役割、災害予防・応急対策・復旧に関する事項等について定めた総合的な計画である。他計画との関係は、次のとおりである。

1 上位計画との関係

本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

2 市川市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防機関独自の任務を果たすため、迅速かつ効果的な活動を行うために策定される消防に限定された計画である。なお、大規模な災害が発生した際には、消防計画は地域防災計画に包括される。

3 市川市水防計画との関係

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水又は高潮による水災の被害を軽減

するため、以下の項目を定めた水防に限定された計画である。

- ①水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送
- ②ダム、水門、閘門の操作、水防のための消防機関等の活動
- ③水防に必要な器具等の整備

なお、大規模な災害が発生した際には、水防計画は地域防災計画に包括される。

第5節 本市・市民・事業者の責務

第1 本市

本市は、災害対策基本法により、本市の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有すると明記されており、災害対策において責務を有している。

なお、本市職員は災害時における本市の責務を果たすため平常時より災害に関する取組みを行わなければならない。

第2 市民

市民は、災害対策基本法により、生活必需品の備蓄等の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の防災活動への参加等防災に寄与するよう努めなければならないとされている。

市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全を確保に努め、地域で助け合い相互に助け合うものとする。

第3 事業者

事業者は、災害対策基本法により、災害時において本市が実施する災害対応に協力を努めることが規定されていることから、事業者は、平常時より従業員の安全を確保するため災害への備えを行うとともに、災害時には本市と協力し災害対応を行うよう努める。

第6節 関係機関の業務大綱

本市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体等の管理者は、おおむね次の事務又は業務を行うものとする。

第1 市川市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市川市防災会議及び市川市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する施設の整備に関すること。 4 防災に関する物資及び資器材の備蓄に関すること。 5 防災知識の普及及び（自主）防災組織の育成に関すること。 6 防災に関する訓練及び調査研究に関すること。 7 災害時における被害の調査、報告及び情報収集に関すること。 8 災害の防除と拡大の防止に関すること。 9 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること。 10 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 11 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 12 被災市営施設の応急対策に関すること。 13 災害時における文教対策に関すること。 14 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。 15 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 16 被災施設の復旧に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害、救助、救急についての情報収集・確認・管理に関すること。 2 消防活動体制の確保・調整に関すること。 3 医療機関との連携体制の整備に関すること。 4 救助活動の実施に関すること。 5 救急活動の実施に関すること。 6 水防活動の実施に関すること。 7 行方不明者等の捜索に関すること。 8 被災市街地の防火パトロールに関すること。 9 消防活動記録の収集・管理に関すること。
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出活動への指導・支援に関すること。 2 水防活動の実施に関すること。 3 水害、救出についての情報収集・伝達に関すること。 4 消防署所による消火・救出活動への協力に関すること。 5 地域住民への避難誘導に関すること。 6 危険区域等の警備・警戒に関すること。 7 行方不明者等の捜索・収容活動への協力に関すること。 8 応急給水活動への協力に関すること。

第2 千葉県

機関の名称	事務又は事務の大綱
千葉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 本市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 本市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の相互調整に関すること。
葛南地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支部内の連絡調整に関すること。 2 災害に関する情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること。 3 本市の指導及び連絡調整に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
葛南土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能個所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
市川健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産に関すること。 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること。 3 防疫に関すること。 4 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること。 5 災害救助についての支部他班との連絡調整に関すること。 6 災害救助に関する支部他班に属さない事項に関すること。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
水道局市川水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道事業の応急対策に関すること。 2 県営水道区域内の応急給水に関すること。 3 飲料水の供給についての応援に関すること。
市川警察署 行徳警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報に関すること。 2 被災者の救出及び避難に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び検視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 交通信号施設等の保全に関すること。 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内河川等の防災に関すること。 2 洪水予報水防警報に関すること。 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

機関の名称	事務又は事務の大綱
海上保安庁 千葉海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 船舶交通の安全、危険を防止し、又は混乱を緩和するための船舶交通の制限に関すること。 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

第4 指定公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
東日本電信電話株式会社（千葉京葉営業支店）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信施設の保全に関すること。 災害時における緊急通話の取り扱いに関すること。 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 鉄道施設の保全に関すること。 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 帰宅困難者対策に関すること。
日本貨物株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における電力供給に関すること。 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 ガスの供給に関すること。
東日本高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 東日本高速道路の保全に関すること。 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
首都高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 首都高速道路の保全に関すること。 首都高速道路の災害復旧に関すること。 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日本赤十字社千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における救護班の編成及び医療及び助産等の救護の実施に関すること。 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。 義援金品の募集及び配分に関すること。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 災害知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 被災者の受信対策に関すること。
日本通運株式会社（千葉支店）	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信施設の整備に関すること。 災害時における通信サービスの提供に関すること。 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

機関の名称	事務又は事務の大綱
福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における物資の輸送に関すること。

第5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
京葉瓦斯株式会社	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
京成電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社 北総鉄道株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。

第6 その他の公共的団体

機関の名称	事務又は事務の大綱
一般社団法人市川市医師会	1 災害時における医療活動の協力に関すること。
一般社団法人市川市薬剤師会	1 災害時における救急薬品等の調達協力に関すること。
一般社団法人市川市歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
市川浦安接骨師会	1 災害時における接骨医療活動に関すること。
市川市赤十字奉仕団	1 災害時における救援活動の協力に関すること。
東京都交通局	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
社会福祉法人市川市社会福祉協議会	1 災害時における災害ボランティアセンターの運営に関すること。 2 災害時における市民生活再建支援の生活福祉資金に関すること。

第7 市民及び事業者

機関の名称	事務又は事務の大綱
市民	1 初期消火活動及び救出活動 2 避難所の運営 3 注意報・警報発表時のとるべき行動の確認 4 食糧・飲料水等の備蓄及び非常持出品の準備 5 ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策 6 地域で協力し合い行動できるように地域コミュニティの形成 7 本市及び千葉県等が実施する防災対策への協力 8 自発的な防災活動への参加
事業者	1 消火活動及び救出活動 2 備蓄食糧・物資、資器材の提供 3 協定に基づく協力活動 4 従業員の安全確保、帰宅困難者対策 5 地域の防災活動への積極的な参加 6 来客者の安全確保 7 事業継続計画（BCP）の策定

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は事務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none">1 災害派遣の準備<ol style="list-style-type: none">(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。(3) 防災資材の整備及び点検に関する事。(4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。2 災害派遣の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。(2) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事。

第7節 本市の概況

本計画で取り扱う風水害等に関する本市の概況は以下のとおり。
なお、その他の自然条件、社会条件については、震災編を準用する。

第1 位置

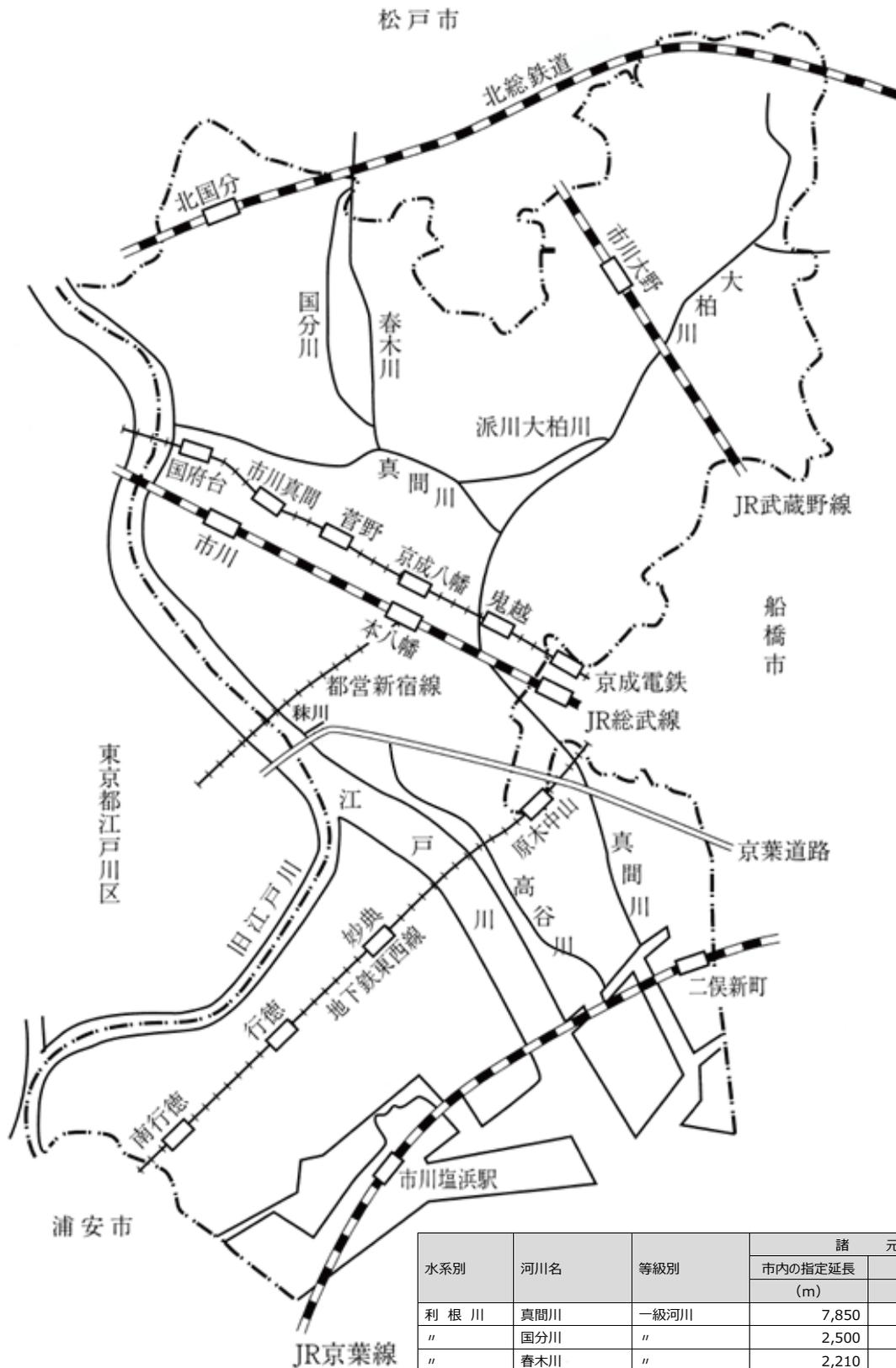
本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔てて東京都江戸川区及び葛飾区と相對している。

第2 地勢

本市の地勢は、大別して、北部に標高20m前後の台地、中央部から南部にかけてはおおむね標高2～3mの低地となっている。北部の台地が火山灰起源の粘性土からなるのに対し、低地は主に砂質土からなっており、北から谷底低地、後背湿地、砂洲、海岸低地、干拓地、埋立地の6つに分類される。

また、河川は、利根川水系の江戸川及び旧江戸川、真間川等9つの一級河川が流れており、分岐・合流を経て、最終的に東京湾に注いでいる。北部を流れる国分川や大柏川が、川沿いに谷底低地を形成しているほか、大正期に掘削された江戸川放水路によって、江戸川が本市域を大きく分断している。

本市内河川図



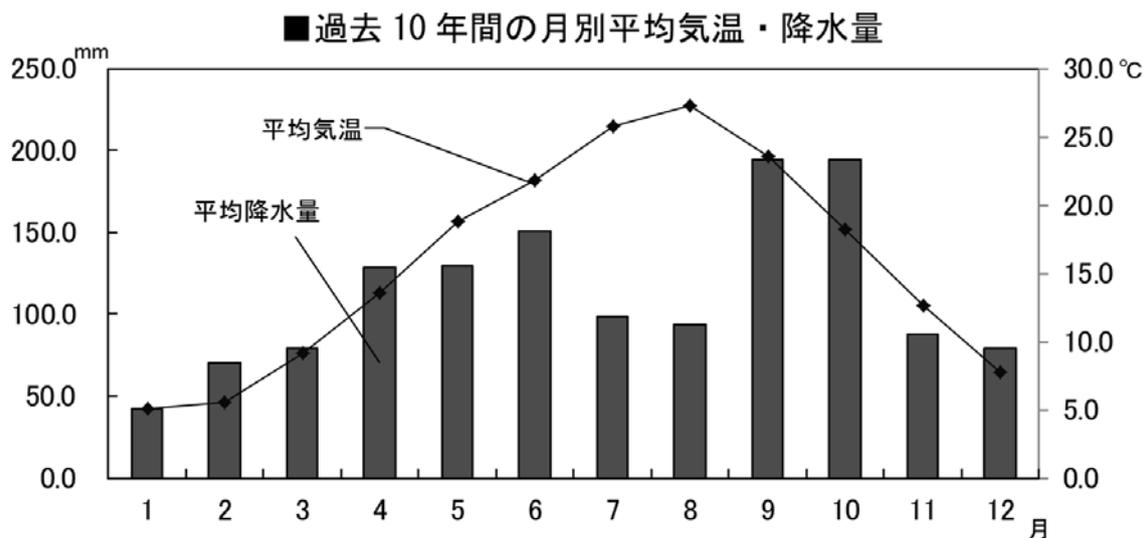
水系別	河川名	等級別	諸元	
			市内の指定延長 (m)	流域面積 (k㎡)
利根川	真間川	一級河川	7,850	5.9
"	国分川	"	2,500	6.8
"	春木川	"	2,210	2.1
"	大柏川	"	5,000	11.6
"	派川大柏川	"	1,580	0.9
"	高谷川	"	3,820	3.3
"	株川	"	170	5.4
"	江戸川	"	11,830	-
"	旧江戸川	"	4,970	-

(資料：都市計画課「データにみる市川市の都市基盤 2017年度版」)

第3 気象

最近10年間（平成19年から平成28年まで）の年間平均気温は15.8℃で、月別の最低平均気温は1月の5.9℃、最高平均気温は8月の27.2℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約1,330mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。

平均降水量及び平均気温（平成19年～平成28年）



(資料：市川市環境白書 平成29年度版)

第8節 計画の前提条件

本市は国土交通省及び千葉県によって江戸川及び真間川の浸水想定区域が指定されているほか、過去に発生した台風や集中豪雨等により、内水等が原因と考えられる浸水実績があることから、それらの実績をもとに内水氾濫解析を実施しており、これらを本計画の前提条件とする。

第1 災害履歴

本市で大きな被害を出した主な風水害等は、次のとおりである。

発生年月日 災害名	気象状況	主な被害状況
1917.10.1 (大正6年) 大正6年津波 (高潮)	9月24日に南洋パラオ群島付近で発生した台風は、30日夜半から関東地方に接近。台風の暴風雨が満潮時刻と重なり、大津波が2度にわたって行徳町、南行徳町を襲った。浸水の高さは、行徳町役場で海拔2.5m、海岸で3.2mであった。	死者19名 流出家屋34戸 全壊40戸 半壊352戸 床上浸水1,819戸 床下浸水115戸
1949.8.31 (昭和24年) キティ台風 (台風10号)	8月27日に南鳥島近海で発生した台風10号は、31日午後8時ごろに神奈川県茅ヶ崎に上陸。市川海岸地帯は、風速30mの東南の強風と東京湾の満潮時刻と重なり、海面は約2.6m上昇、波高は1.8m～2.0mに達し、本市域の海岸堤防と旧江戸川左岸の堤防8.4kmがいたるところが決壊。行徳町・南行徳町の8割が冠水した。	流出家屋2戸 全壊7戸 半壊8戸 床上浸水60戸 床下浸水272戸 耕地冠水688ha
1958.9.25 (昭和33年) 狩野川台風 (台風22号)	9月21日にグアム東海上で発生した台風22号は、中心気圧877hPaを記録した大型の台風で、27日夜神奈川県東部に上陸し、秋雨前線を刺激して伊豆半島及び関東地方に記録的豪雨をもたらした。本市では、26日14時ごろから豪雨となり、16時ごろには真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。この被害により、本市全域を対象として、千葉県下で初めて災害救助法の適用を受けた。	全壊2戸 半壊2戸 床上浸水2,456戸 床下浸水2,560戸 り災者24,261名 耕地冠水865ha
1981.10.22 (昭和56年) 台風24号	10月22日、雨を伴った大型の台風24号は、関東の南東海上を通過。本市では、同日早朝から雨が降り出し、午後7時頃からは雨量が増して土砂降り、午後10時からの1時間では国府台消防署で最大時間雨量57.5mm、天候が回復した翌23日午前2時頃までの連続雨量212mmを記録。 この台風により、真間川水系の河川が溢水したほか、総武線以南の低地や旧行徳地域で大規模な内水氾濫、本市域で崖崩れが多発した。	床上浸水3,635戸 床下浸水3,841戸 農地冠水233ha 崖崩れ32箇所
2013.10.15 (平成25年) 台風26号	10月11日にマリアナ諸島付近で発生した台風26号は、大型で強い勢力のまま16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近。本市では、15日から雨が降り出し、16日早朝には本北方排水機場で1時間最大雨量45.5mm、15日から16日までの総雨量263.0mmを記録。この台風により、真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。	床上浸水99戸 床下浸水155戸 崖崩れ2箇所 道路冠水103箇所

(資料：『市川市史』、『水防都市構想－真間川流域の治水と街づくりの提案』)

第2 江戸川氾濫シミュレーション

国土交通省が作成した江戸川の浸水想定区域をもとに、大雨により本市内において江戸川の堤防が決壊した場合の氾濫シミュレーションを行った。シミュレーションにあたり、大雨の規模として、昭和22年9月に発生したカスリーン台風を想定した。この台風により、江戸川上流の利根川堤防が決壊し、埼玉県から東京都にいたる江戸川右岸一帯が水没、甚大な被害をもたらした。

1 想定雨量（計画規模）

3日間総雨量318mm（昭和22年9月のカスリーン台風級）

2 被害想定（計画規模）

浸水地域	浸水区分	被災世帯数	被災人員
江戸川左岸地域 （本市北部・中部）	床下浸水	6,504 世帯	13,011 人
	床上浸水	54,036 世帯	110,336 人
江戸川右岸地域 （本市南部）	床下浸水	2,595 世帯	5,793 人
	床上浸水	68,994 世帯	141,312 人
本市域全体	床下浸水	9,099 世帯	18,804 人
	床上浸水	123,030 世帯	251,648 人

3 浸水想定区域（計画規模及び想定最大規模※）

次頁参照

※ 想定最大規模：平成29年7月、国土交通省による公表資料

第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション

千葉県が作成した真間川の浸水想定区域図に加え、大雨により下水道や排水路から水があふれた場合の浸水予測結果に基づいてシミュレーションを行った。シミュレーションにあたり、大雨の規模として、昭和33年9月に発生し、本市にも大きな被害をもたらした狩野川台風を想定した。

1 想定雨量

総雨量331mm、1時間最大60mm（昭和33年9月の狩野川台風級）

2 被害想定

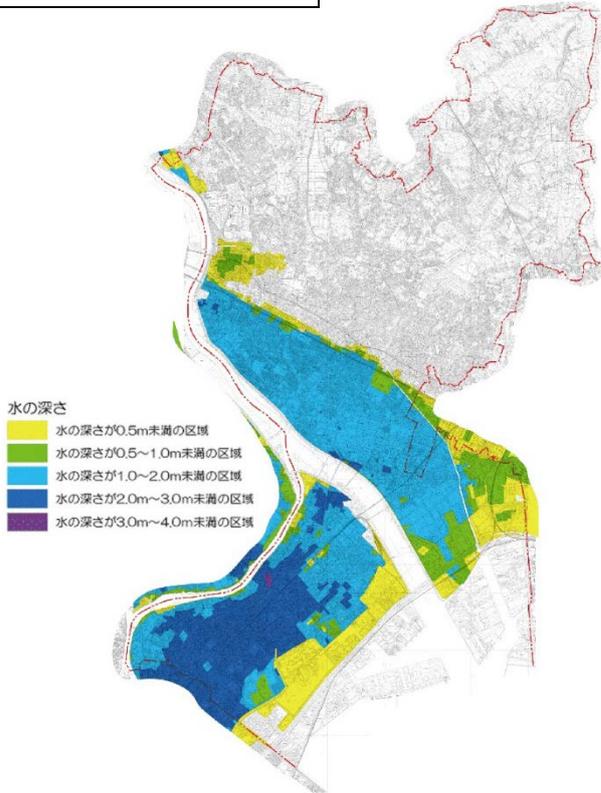
浸水地域	浸水区分	被災世帯数	被災人員
江戸川左岸地域 （本市北部・中部）	床下浸水	40,616 世帯	87,333 人
	床上浸水	12,249 世帯	28,794 人
江戸川右岸地域 （本市南部）	床下浸水	25,061 世帯	51,710 人
	床上浸水	498 世帯	1,064 人
本市域全体	床下浸水	65,677 世帯	139,043 人
	床上浸水	12,747 世帯	29,858 人

3 浸水想定区域

次頁参照

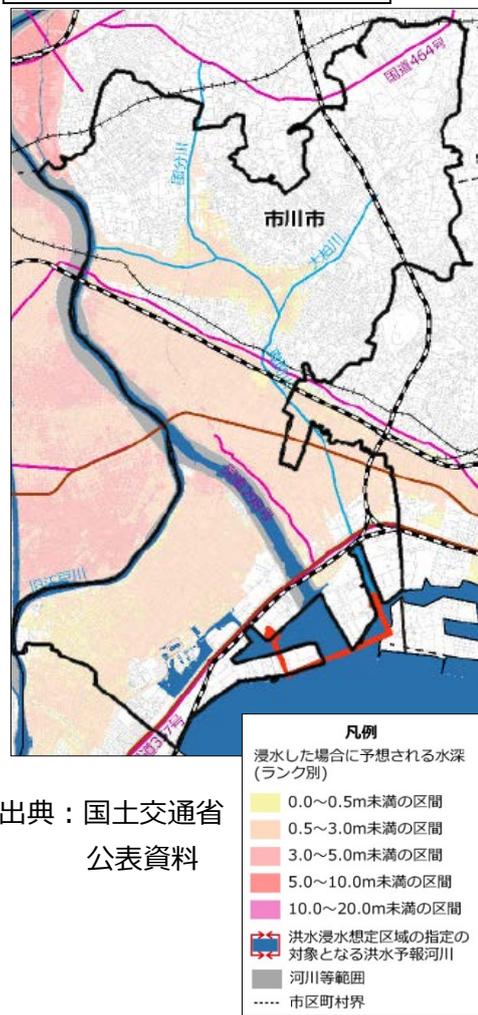
浸水想定区域

江戸川氾濫（計画規模）



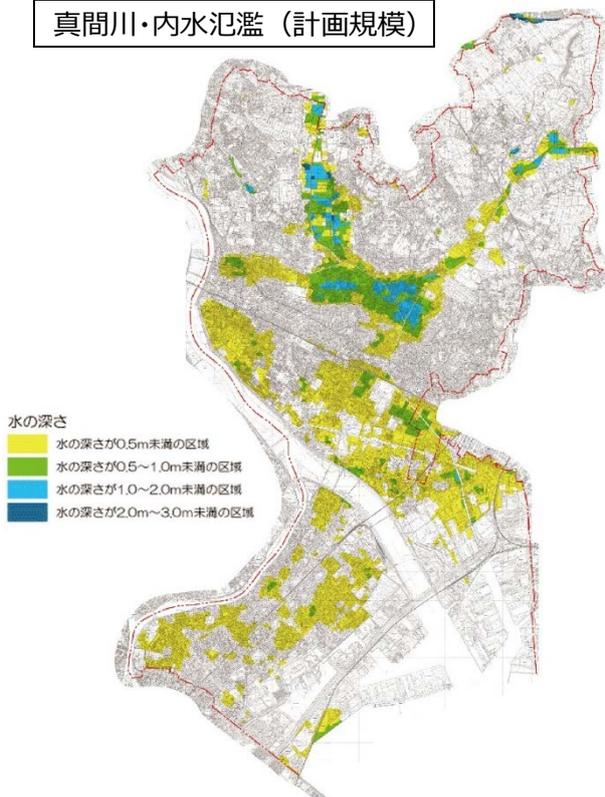
出典：市川市洪水ハザードマップ

江戸川氾濫（想定最大規模）



出典：国土交通省
公表資料

真間川・内水氾濫（計画規模）



出典：市川市洪水ハザードマップ